

放送法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

○放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)

改正案	現行
<p>(準用規定)</p> <p>第二条の九 第十七条の十一から第十七条の十三までの規定は委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務の認定の申請及び当該認定以外の委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務に関する申請に、第十七条の十四及び第十七条の十五の規定は委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務の認定に、第十七条の十六前段、第十七条の十九、第十七条の二十二から第十七条の二十五まで及び第十七条の二十六第一項の規定は委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務の認定を受けた協会に、第十七条の二十七の規定は委託国内放送業務の認定を受けた協会に準用する。この場合において、第十七条の十一から第十七条の十四第二項まで、第十七条の十五第二項及び第三項、第十七条の二十四第二項第一号及び第二号並びに第十七条の二十五第一号及び第二号の規定中「委託放送業務」とあるのは「委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務」と、第十七条の十四第一項及び第二項中「法第五十二条の十四第一項」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十四第一項」と、第十七条の十五第一項中「法第五十二条の十四第二項」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十四第二項」と、第十七条の十六前段中「法第五十二条の十五又は法第五十二条の二十」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十五第一項」と、第十七条の十九第一項中「法第五十二条の十七第一項」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十七第一項」と、第十七条の十九第一項及び第十七条の二十三第二項中「事業計画書及び事業収支見積書」とあるのは「事業計画書」と、第十七条の十九第</p>	<p>(準用規定)</p> <p>第二条の九 第十七条の十一から第十七条の十三までの規定は委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務の認定の申請及び当該認定以外の委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務に関する申請に、第十七条の十四及び第十七条の十五の規定は委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務の認定に、第十七条の十六前段、第十七条の十九、第十七条の二十二から第十七条の二十五まで及び第十七条の二十六第一項の規定は委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務の認定を受けた協会に、第十七条の二十七の規定は委託国内放送業務の認定を受けた協会に準用する。この場合において、第十七条の十一から第十七条の十四第二項まで、第十七条の十五第二項及び第三項、第十七条の二十四第二項第一号及び第二号並びに第十七条の二十五第一号及び第二号の規定中「委託放送業務」とあるのは「委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務」と、第十七条の十四第一項及び第二項中「法第五十二条の十四第一項」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十四第二項」と、第十七条の十五第一項中「法第五十二条の十四第二項」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十四第二項」と、第十七条の十六前段中「法第五十二条の十五又は法第五十二条の二十」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十五第一項」と、第十七条の十九第一項中「法第五十二条の十七第一項」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十七第一項」と、第十七条の十九第一項及び第十七条の二十三第二項中「事業計画書及び事業収支見積書」とあるのは「事業計画書」と、第十七条の十九第</p>

二項の表人工衛星の無線局の項中「別表第十三号」とあるのは「別表第三号」と、第十七条の十九第三項中「法第五十二条の十七第二項第三号」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十七第二項第三号」と、第十七条の十九第三項第一号及び第十七条の二十四第二項第五号中「受託内外放送」とあるのは「受託協会国際放送」と、第十七条の二十二第二項中「法第五十二条の十九」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十九」と、第十七条の二十六第一項中「法第五十二条の十三第三項」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十三第三項」と読み替えるものとする。

(有料放送事業者の数)

第十七条の五の二 法第五十二条の六の二第一項の総務省令で定める有料放送事業者の数は、十(移動受信地上放送を行う有料放送事業者の数を除く。)とする。ただし、電気通信役務利用放送法施行規則(平成十四年総務省令第五号)第二条第六号に規定する有料放送を行う衛星役務利用放送事業者(同条第一号に規定する衛星役務利用放送に係る電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)第三条第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。)のために電気通信役務利用放送法第十五条において準用する法第五十二条の六の二第一項に規定する有料放送管理業務を併せて行う場合においては、十から当該有料放送を行う衛星役務利用放送事業者の数を控除した数(控除した数が零以下となる場合においては一)とする。

(役務の提供条件)

第十七条の六 法第五十二条の十第一項の総務省令で定める提供条件は、次のとおりとする。

- 一 受託放送役務の料金及びその支払い方法
- 二 放送局の無線設備の管理方法
- 三 その他委託放送業務又は委託協会国際放送業務の運営に重大な

二項中「別表第十三号」とあるのは「別表第三号」と、第十七条の十九第三項中「法第五十二条の十七第二項第三号」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十七第二項第三号」と、第十七条の十九第三項第一号及び第十七条の二十四第二項第五号中「受託内外放送」とあるのは「受託協会国際放送」と、第十七条の二十二第二項中「法第五十二条の十九」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十九」と、第十七条の二十六第一項中「法第五十二条の十三第三項」とあるのは「法第九条の四第二項において準用する法第五十二条の十三第三項」と読み替えるものとする。

(有料放送事業者の数)

第十七条の五の二 法第五十二条の六の二第一項の総務省令で定める有料放送事業者の数は、十とする。ただし、電気通信役務利用放送法施行規則(平成十四年総務省令第五号)第二条第六号に規定する有料放送を行う衛星役務利用放送事業者(同条第一号に規定する衛星役務利用放送に係る電気通信役務利用放送法(平成十二年法律第八十五号)第三条第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。)のために電気通信役務利用放送法第十五条において準用する法第五十二条の六の二第一項に規定する有料放送管理業務を併せて行う場合においては、十から当該有料放送を行う衛星役務利用放送事業者の数を控除した数(控除した数が零以下となる場合においては一)とする。

(役務の提供条件)

第十七条の六 (同上)

- 一 (同上)
- 二 人工衛星の放送局の無線設備の管理方法
- 三 (同上)

関係を有する事項

2 (略)

(認定の申請)

第十七条の七 委託放送業務（協会が行う委託国内放送業務を除く。以下同じ。）の認定の申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める項目ごとに行わなければならない。

- 一 委託の相手方の無線局が人工衛星の無線局である場合 委託して行わせる放送の種類ごと、委託して行わせる放送に関し希望する人工衛星の軌道又は位置ごと、かつ、委託して行わせる放送に関し希望する周波数の一ごと（一の周波数を使用して二以上の放送番組を放送させる場合にあつては、放送させる放送番組の一ごと）
- 二 委託の相手方の無線局が移動受信用地上放送をする無線局である場合 委託して行わせる放送の種類ごと、委託して行わせる放送に関し希望する放送対象地域ごと、委託して行わせる放送に関し希望する十三セグメント形式のOFDMフレーム（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成十五年総務省令第二十六号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第二十二条の五第一項に規定する十三セグメント形式のOFDMフレームをいう。以下同じ。）又は一セグメント形式のOFDMフレーム（デジタル放送の標準方式第十一条第一項に規定する一セグメント形式のOFDMフレームをいう。以下同じ。）の別ごと、かつ、委託して行わせる放送に関し希望するセグメント数又は基準セグメント数（使用するセグメント数が瞬間ごとに変動する場合において、基準となるセグメント数をいう。以下同じ。）ごと

2 (略)

(認定の申請)

第十七条の七 委託放送業務（協会が行う委託国内放送業務を除く。以下同じ。）の認定の申請は、委託して行わせる放送の種類ごと、委託して行わせる放送に関し希望する人工衛星の軌道又は位置ごと、かつ、委託して行わせる放送に関し希望する周波数の一ごと（一の周波数を使用して二以上の放送番組を放送させる場合にあつては、放送させる放送番組の一ごと）に行わなければならない。

(認定の基準)

第十七条の八 特別衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、法第五十二条の十三第一項第三号の総務省令で定める基準は、放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由があることとする。

一 申請者が地上放送事業者等である場合 申請者等が特別衛星放送業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えず、かつ、次のいずれにも該当すること。

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 申請者等が特別衛星放送業務（第四項第二号イに係るものに限る。以下イにおいて同じ。）に関し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超えず、かつ、申請者等のうち特別衛星放送業務を行う者（地上放送事業者等に限る。）がすべて認定放送持株会社の子会社（地上放送事業者を除く。）であること。

(2) 地上放送事業者（これを支配する者を含む。）が特別衛星放送業務を行う者の議決権の三分の一以上二分の一以下の議決権を有する行為を第四項第七号イに掲げる行為に該当しないものとみなした場合に、申請者等のうち特別衛星放送業務を行う者がすべて地上放送事業者等でないこと。

ロ 申請者等が特別衛星放送業務（第四項第二号ロに係るものに限る。）に関し使用するトランスポンダ数の合計が二を超えないこと。

二 申請者が地上放送事業者等でない場合 申請者等が特別衛星放送業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えないこと。

2 (略)

3 | 移動受信地上放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、法第五十二条の十三第一項第三号の総務省令で定める基準は、放送の

(認定の基準)

第十七条の八 (同上)

一 (同上)

イ (同上)

(1) 申請者等が特別衛星放送業務（第三項第二号イに係るものに限る。以下イにおいて同じ。）に関し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超えず、かつ、申請者等のうち特別衛星放送業務を行う者（地上放送事業者等に限る。）がすべて認定放送持株会社の子会社（地上放送事業者を除く。）であること。

(2) 地上放送事業者（これを支配する者を含む。）が特別衛星放送業務を行う者の議決権の三分の一以上二分の一以下の議決権を有する行為を第三項第七号イに掲げる行為に該当しないものとみなした場合に、申請者等のうち特別衛星放送業務を行う者がすべて地上放送事業者等でないこと。

ロ 申請者等が特別衛星放送業務（第三項第二号ロに係るものに限る。）に関し使用するトランスポンダ数の合計が二を超えないこと。

二 (略)

2 (略)

普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合を除き、申請者等が移動受信用地上放送業務に關し使用するセグメント数及び基準セグメント数の合計が十三を超えないこととする。

4| この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一から六 (略)

六の二 移動受信用地上放送業務 移動受信用地上放送に係る国内放送を行う業務又は委託放送業務をいう。

七 支配 次のいずれかに該当する行為をいう。

イ 一の者が法人又は団体の議決権の十分の一を超える議決権を有すること。ただし、当該法人又は団体が衛星放送業務又は移動受信用地上放送業務を行う者である場合にあつては、その議決権の三分の一以上の議決権を有すること。

ロ 一の法人又は団体の役員で他の法人又は団体の役員（監事、監査役又はこれらに準ずる者を除く。以下ロにおいて同じ。）を兼ねる者の総数が、当該他の法人又は団体の役員の総数の五分の一を超えること。

ハ 一の法人又は団体の代表権を有する役員又は常勤の役員が他の法人又は団体の代表権を有する役員又は常勤の役員（監事、監査役又はこれらに準ずるものを除く。）を兼ねること。

八 申請者等 申請者、これを支配する者又はこれらにより支配される者をいう。

九 地上放送事業者 地上放送（衛星放送以外の放送（移動受信用地上放送、衛星補助放送（電波法施行規則第二条第一項第二十八号の十八に規定する衛星補助放送をいう。以下同じ。））、多重放送及び臨時目的放送を除く。）をいう。）を行う一般放送事業者をいう。

十から十二 (略)

3| この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一から六 (略)

七 (同上)

イ 一の者が法人又は団体の議決権の十分の一を超える議決権を有すること。ただし、当該法人又は団体が衛星放送業務を行う者である場合にあつては、その議決権の三分の一以上の議決権を有すること。

ロ (同上)

ハ (同上)

八 (同上)

九 地上放送事業者 地上放送（衛星放送以外の放送（衛星補助放送（電波法施行規則第二条第一項第二十八号の十八に規定する衛星補助放送をいう。以下同じ。））、多重放送及び臨時目的放送を除く。）をいう。）を行う一般放送事業者をいう。

十から十二 (略)

十三 トランスポンダ数 次に掲げる数を合計した数をいう。

イ デジタル放送の標準方式第六章第二節に定める狭帯域伝送方式（以下「狭帯域伝送方式」という。）による放送については、各放送に係る一秒における伝送容量（誤り訂正等を含む。以下同じ。）又は一秒における基準伝送容量（使用する伝送容量が瞬間ごとに変動する場合において、基準となる伝送容量をいう。以下同じ。）をデジタル放送の標準方式第三十九条第二項に定める伝送速度で除した数

ロからホ （略）

（申請書）

第十七条の九 法第五十二条の十三第二項に規定する申請書の様式は、委託の相手方の無線局が人工衛星の無線局である場合にあつては別表第十二号に、委託の相手方の無線局が移動受信用地上放送をする無線局である場合にあつては別表第十二号の二に掲げるとおりとする。

（添付書類等）

第十七条の十 法第五十二条の十三第三項の事業計画書の様式は、委託の相手方の無線局が人工衛星の無線局である場合にあつては別表第十三号に、委託の相手方の無線局が移動受信用地上放送をする無線局である場合にあつては別表第十三号の二に掲げるとおりとする。

2 法第五十二条の十三第三項の総務省令で定める書類は、別表第十四号の様式による事業収支見積書とする。

十三 （同上）

イ 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成十五年総務省令第二十六号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第六章第二節に定める狭帯域伝送方式（以下「狭帯域伝送方式」という。）による放送については、各放送に係る一秒における伝送容量（誤り訂正等を含む。以下同じ。）又は一秒における基準伝送容量（使用する伝送容量が瞬間ごとに変動する場合において、基準となる伝送容量をいう。以下同じ。）をデジタル放送の標準方式第三十九条第二項に定める伝送速度で除した数

ロからホ （略）

（申請書）

第十七条の九 法第五十二条の十三第二項に規定する申請書の様式は、別表第十二号に掲げるとおりとする。

（添付書類等）

第十七条の十 法第五十二条の十三第三項の事業計画書の様式は、別表第十三号に掲げるとおりとする。

2 （同上）

(申請手続の簡略)

第十七条の十二 同一人が行う二以上の委託放送業務の認定の申請は、委託の相手方の無線局が人工衛星の無線局であつて、その申請を同時に行う場合に限り、委託して行わせる放送に関し希望する人工衛星の軌道又は位置ごと及び委託して行わせる放送に関し希望する周波数の一ごとに、同時に申請しようとする委託放送業務に係る放送の種類及び放送番組の数を明示した一の申請書並びに各委託放送業務に係る添付書類を提出することによつて行うことができる。

(認定の際に指定する周波数の表示)

第十七条の十四 委託の相手方の無線局が人工衛星の無線局である場合であつて、広帯域伝送方式又は高度広帯域伝送方式（以下「広帯域伝送方式等」という。）による放送を委託して行わせる委託放送業務に係る法第五十二条の十四第一項の規定による周波数の指定に際しては、次の各号に掲げる事項を指定する。ただし、第八号から第十一号までに掲げる事項については、テレビジョン放送を委託して行わせる委託放送業務の場合に限り指定するものとする。

一から十一 (略)

2 委託の相手方の無線局が人工衛星の無線局である場合であつて、狭帯域伝送方式又は高度狭帯域伝送方式（以下「狭帯域伝送方式等」という。）による放送を委託して行わせる委託放送業務に係る法第五十二条の十四第一項の規定による周波数の指定に際しては、次の各号に掲げる事項を指定する。ただし、第五号から第八号までに掲げる事項については、テレビジョン放送を委託して行わせる委託放送業務の場合に限り指定するものとする。

一から八 (略)

3 委託の相手方の無線局が移動受信用地上放送をする無線局である場合であつて、デジタル放送の標準方式第三章の二第一節に定めるセグメント連結伝送方式（以下「セグメント連結伝送方式」という。）による放送を委託して行わせる委託放送業務に係る法第五十二条の

(申請手続の簡略)

第十七条の十二 同一人が行う二以上の委託放送業務の認定の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、委託して行わせる放送に関し希望する人工衛星の軌道又は位置ごと及び委託して行わせる放送に関し希望する周波数の一ごとに、同時に申請しようとする委託放送業務に係る放送の種類及び放送番組の数を明示した一の申請書並びに各委託放送業務に係る添付書類を提出することによつて行うことができる。

(認定の際に指定する周波数の表示)

第十七条の十四 広帯域伝送方式又は高度広帯域伝送方式（以下「広帯域伝送方式等」という。）による放送を委託して行わせる委託放送業務に係る法第五十二条の十四第一項の規定による周波数の指定に際しては、次の各号に掲げる事項を指定する。ただし、第八号から第十一号までに掲げる事項については、テレビジョン放送を委託して行わせる委託放送業務の場合に限り指定するものとする。

一から十一 (略)

2 狭帯域伝送方式又は高度狭帯域伝送方式（以下「狭帯域伝送方式等」という。）による放送を委託して行わせる委託放送業務に係る法第五十二条の十四第一項の規定による周波数の指定に際しては、次の各号に掲げる事項を指定する。ただし、第五号から第八号までに掲げる事項については、テレビジョン放送を委託して行わせる委託放送業務の場合に限り指定するものとする。

一から八 (略)

十四第一項の規定による周波数の指定に際しては、次の各号に掲げる事項を指定するものとする。

- 一 中央の周波数
- 二 十三セグメント形式のOFDMフレーム又は一セグメント形式のOFDMフレームの別
- 三 伝送方式
- 四 セグメント数又は基準セグメント数
- 五 搬送波の変調の方式
- 六 誤り訂正内符号の符号化率

4) この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中央の周波数 委託の相手方が放送番組の放送に使用する周波数帯の中央の周波数をいう。
- 二 (略)
- 三 搬送波の変調の方式 次のいずれかに該当する方式をいう。

ア 委託の相手方の無線局が人工衛星の無線局である場合であつて、広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十一条第二項に規定する変調の形式をいい、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十五条の四第二項に規定する変調の形式をいう。

イ 委託の相手方の無線局が移動受信地上放送をする無線局である場合にあつて、セグメント連結伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第二十二條の六に規定する四分のπシフト差動四相位相変調、四相位相変調、十六値直交振幅変調又は六十四値直交振幅変調をいう。

四 誤り訂正内符号の符号化率 次のいずれかに該当する符号化率

3) この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 (同上)
- 二 (略)
- 三 搬送波の変調の方式 広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十一条第二項に規定する変調の形式をいい、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十五条の四第二項に規定する変調の形式をいう。

四 誤り訂正内符号の符号化率 広帯域伝送方式による放送にあつ

をいう。

ア 委託の相手方の無線局が人工衛星の無線局である場合であつて、広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十二条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率をいい、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十五条の五第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率をいう。

イ 委託の相手方の無線局が移動受信用地上放送をする無線局である場合であつて、セグメント連結伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第二十二条の九において準用するデジタル放送の標準方式第十五条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率をいう。

(様式等)

第十七条の十五 法第五十二条の十四第二項の認定証の様式は、別表第十五号で定める。

2 前条第一項の規定は、委託の相手方の無線局が人工衛星の無線局である場合であつて、広帯域伝送方式等による放送を委託して行わせる委託放送業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

3 前条第二項の規定は、委託の相手方の無線局が人工衛星の無線局である場合であつて、狭帯域伝送方式等による放送を委託して行わせる委託放送業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

4 前条第三項の規定は、委託の相手方の無線局が移動受信用地上放送をする無線局である場合であつて、セグメント連結伝送方式による放送を委託して行わせる委託放送業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

てはデジタル放送の標準方式第三十二条第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率をいい、高度広帯域伝送方式による放送にあつてはデジタル放送の標準方式第三十五条の五第二項に規定する誤り訂正内符号の符号化率をいう。

(様式等)

第十七条の十五 (同上)

2 前条第一項の規定は、広帯域伝送方式等による放送を委託して行わせる委託放送業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

3 前条第二項の規定は、狭帯域伝送方式等による放送を委託して行わせる委託放送業務に係る認定証に周波数を記載する場合に準用する。

(認定の更新の申請)

第十七条の十七 委託放送業務の認定の更新を申請しようとする者は、別表第十六号の様式の更新申請書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、委託の相手方の無線局が人工衛星の無線局である場合にあつては別表第十三号、委託の相手方の無線局が移動受信用地上放送をする無線局である場合にあつては別表第十三号の二の様式による事業計画書を添付するものとする。

(委託放送事項等の変更)

第十七条の十九 法第五十二条の十七第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、別表第十七号の様式の申請書に事業計画書及び事業収支見積書を添えて、総務大臣に提出するものとする。

2 前項の事業計画書及び事業収支見積書の様式は、次の表の上欄に掲げる委託の相手方の無線局の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

委託の相手方の無線局	様式	
	事業計画書の様式	事業収支見積書の様式
人工衛星の無線局	別表第十三号	別表第十四号
移動受信用地上放送をする無線局	別表第十三号の二	

3 法第五十二条の十七第二項第三号の総務省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 委託の相手方の無線局が人工衛星の無線局である場合にあつては、総務大臣が放送用周波数使用計画を変更し、委託の相手方の当該委託に係る人工衛星の軌道若しくは位置又は周波数を変更した後、委託の相手方以外の者が当該計画の変更により新たに定められた人工衛星の軌道若しくは位置又は周波数を免許状に記載すべき

(認定の更新の申請)

第十七条の十七 (同上)

2 前項の申請書には、別表第十三号の様式による事業計画書を添付するものとする。

(委託放送事項等の変更)

第十七条の十九 (同上)

2 前項の事業計画書の様式は、別表第十三号に掲げるとおりとし、事業収支見積書の様式は、別表第十四号に掲げるとおりとする。

3 (同上)

一 総務大臣が放送用周波数使用計画を変更し、委託の相手方の当該委託に係る人工衛星の軌道若しくは位置又は周波数を変更した後、委託の相手方以外の者が当該計画の変更により新たに定められた人工衛星の軌道若しくは位置又は周波数を免許状に記載すべき受託国内放送又は受託内外放送をする無線局の免許を受けたとき。

受託国内放送又は受託内外放送をする無線局の免許を受けたとき。

一 第十七条の十四第一項又は第二項の規定により一秒における伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は一秒におけるシンボル数。次号において同じ。）を指定された委託放送事業者が、その指定を一秒における基準伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は一秒における基準シンボル数。次号、第十七条の二十四第二項第三号及び第十七条の二十五第三号において同じ。）による指定に変更しようとするとき。

二 第十七条の十四第一項又は第二項の規定により一秒における基準伝送容量を指定された委託放送事業者が、その指定を一秒における伝送容量による指定に変更しようとするとき。

三の二 第十七条の十四第三項の規定によりセグメント数を指定された委託放送事業者が、その指定を基準セグメント数による指定に変更しようとするとき。

三の三 第十七条の十四第三項の規定により基準セグメント数を指定された委託放送事業者が、その指定をセグメント数による指定に変更しようとするとき。

四 混信の除去その他特に必要がある場合であつて、総務大臣が別に告示するとき。

（委託放送業務日誌）

第十七条の二十四 委託放送事業者の事務所には、委託放送業務日誌を備え付けておかなければならない。

2 委託放送業務日誌には、毎日次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、総務大臣において特に必要がないと認めた場合は、記載の一部を省略することができる。

一 各放送番組の題名並びにその放送の開始及び終了の時刻（テレビジョン放送による委託放送業務において、補完放送であつて、映像に伴うものの放送として字幕放送、解説放送、ステレオホニツク放送、二か国語放送又はその他の放送を行つた場合はそれらを

一 第十七条の十四の規定により一秒における伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は一秒におけるシンボル数。次号において同じ。）を指定された委託放送事業者が、その指定を一秒における基準伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は一秒における基準シンボル数。次号、第十七条の二十四第二項第三号及び第十七条の二十五第三号において同じ。）による指定に変更しようとするとき。

二 第十七条の十四の規定により一秒における基準伝送容量を指定された委託放送事業者が、その指定を一秒における伝送容量による指定に変更しようとするとき。

四 （同上）

（委託放送業務日誌）

第十七条の二十四 （同上）

2 （同上）

一 各放送番組の題名並びにその放送の開始及び終了の時刻（テレビジョン放送による委託放送業務において、補完放送であつて、映像に伴うものの放送として字幕放送、解説放送、ステレオホニツク放送、二か国語放送又はその他の放送を行つた場合はそれらを

明確に識別することができるように表示し、第十七条の十四第一項又は第二項の規定により複数の走査方式等（第十七条の十四第一項第八号から第十一号まで又は同条第二項第五号から第八号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）を指定された場合は走査方式等を明確に識別することができるように表示すること。）

- 一 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行つた場合は、委託放送業務ごとに、超短波放送にあつては主音声、テレビジョン放送にあつては映像に使用されたシンボル数又は伝送容量の一日の平均値
- 二 第十七条の十四第一項又は第二項の規定により一秒における基準伝送容量を指定された場合は、指定された周波数ごとに使用された伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は使用されたシンボル数。以下「使用伝送容量」という。）の一日の平均値（一秒当たりの使用伝送容量の一日の総和を八六、四〇〇秒で除して得られた値をいう。ただし、一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値とする。）
- 三の二 第十七条の十四第三項の規定により基準セグメント数を指定された場合は、指定された周波数ごとに使用されたセグメント数の一日の平均値（小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値とする。）
- 四 無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百三十八条の二の規定により緊急警報信号を使用して放送を委託して行わせたときは、そのたびごとにその事実
- 五 受託国内放送又は受託内外放送を行う放送局の運用許容時間中において任意に委託して放送をさせることを休止した時間
- 六 委託して放送をさせることが中断された時間
- 七 その他参考となる事項

明確に識別することができるように表示し、第十七条の十四の規定により複数の走査方式等（第十七条の十四第一項第八号から第十一号まで又は同条第二項第五号から第八号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）を指定された場合は走査方式等を明確に識別することができるように表示すること。）

- 一 (同上)
- 二 第十七条の十四の規定により一秒における基準伝送容量を指定された場合は、指定された周波数ごとに使用された伝送容量（広帯域伝送方式等による放送の場合は使用されたシンボル数。以下「使用伝送容量」という。）の一日の平均値（一秒当たりの使用伝送容量の一日の総和を八六、四〇〇秒で除して得られた値をいう。ただし、一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値とする。）
- 四 (同上)
- 五 (同上)
- 六 (同上)
- 七 (同上)

(抄録の提出)

第十七条の二十五 委託放送事業者は、委託放送業務日誌によつて、毎年四月から各六箇月の期間(臨時目的放送を専ら委託して行わせる委託放送事業者にあつては認定の有効期間)ごとにその期間中における次に掲げる事項を簡明に記載した抄録を、速やかに総務大臣に提出しなければならない。

一 委託放送総放送時間(テレビジョン放送による委託放送業務において、補完放送であつて、映像に伴うものの放送として字幕放送、解説放送、ステレオホニク放送、二か国語放送又はその他の放送を行つた場合は、それぞれの総放送時間、第十七条の十四第一項又は第二項の規定により複数の走査方式等を指定された場合は、それぞれの走査方式等の総放送時間を記載すること。)

二 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行つた場合は、委託放送業務ごとに、超短波放送にあつては主音声、テレビジョン放送にあつては映像に使用されたシンボル数又は伝送容量のその期間中における平均値

三 第十七条の十四第一項又は第二項の規定により一秒における基準伝送容量を指定された場合は、使用伝送容量の一日の平均値(前条第二項第三号に規定する使用伝送容量の一日の平均値をいう。)のその期間中における平均値(一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値)

三の二 第十七条の十四第三項の規定により基準セグメント数を指定された場合は、指定された周波数ごとに使用されたセグメント数の一日の平均値(前条第二項第三号の二に規定するセグメント数の一日の平均値をいう。)のその期間中における平均値(小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値)

四 無線局運用規則第百三十八条の二の規定により緊急警報信号を

(抄録の提出)

第十七条の二十五 (同上)

一 委託放送総放送時間(テレビジョン放送による委託放送業務において、補完放送であつて、映像に伴うものの放送として字幕放送、解説放送、ステレオホニク放送、二か国語放送又はその他の放送を行つた場合は、それぞれの総放送時間、第十七条の十四の規定により複数の走査方式等を指定された場合は、それぞれの走査方式等の総放送時間を記載すること。)

二 (同上)

三 第十七条の十四の規定により一秒における基準伝送容量を指定された場合は、使用伝送容量の一日の平均値(前条第二項第三号に規定する使用伝送容量の一日の平均値をいう。)のその期間中における平均値(一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値)

四 (同上)

使用して放送を委託して行われた事実

五 委託して放送をさせることが中断された時間

六 その他参考となる事項

五 (同上)

六 (同上)

改正案	現 行
<p>別表第一号（第一条の二関係） （注） 十七 この表において、「特別衛星放送」とは、第十七条の八<u>第四項</u>第二号に規定する特別衛星放送をいう。 十八 受信障害対策中継放送、衛星補助放送、データ放送、臨時かつ一時の目的のための放送、試験放送（放送及びその受信の進歩発達に必要な試験、研究若しくは調査のため又は当該放送を実用に移す目的のため試験的に行う放送をいう。）、特別衛星放送（協会若しくは学園が委託により行わせる放送、高精細度テレビジョン放送又は特定標準テレビジョン放送のいずれかに該当するものを除く。）及び一般衛星放送（第十七条の八<u>第四項</u>第三号に規定する一般衛星放送をいう。）については、これらの別をもって放送の区分とする。</p>	<p>別表第一号（第一条の二関係） （注） 十七 この表において、「特別衛星放送」とは、第十七条の八<u>第三項</u>第二号に規定する特別衛星放送をいう。 十八 受信障害対策中継放送、衛星補助放送、データ放送、臨時かつ一時の目的のための放送、試験放送（放送及びその受信の進歩発達に必要な試験、研究若しくは調査のため又は当該放送を実用に移す目的のため試験的に行う放送をいう。）、特別衛星放送（協会若しくは学園が委託により行わせる放送、高精細度テレビジョン放送又は特定標準テレビジョン放送のいずれかに該当するものを除く。）及び一般衛星放送（第十七条の八<u>第三項</u>第三号に規定する一般衛星放送をいう。）については、これらの別をもって放送の区分とする。</p>
<p>別表第十二号の二（<u>第17条の9</u>関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>委託放送業務認定申請書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">郵便番号 住 所 <u>（ふりがな）</u> 氏 名 <u>（法人にあつては、名称及び代表者の氏名。記名 押印又は署名）</u></p> <p>委託放送業務の認定を受けたいので、放送法第52条の13第2項の規定により</p>	

申請します。

委託して行わせる放送の種類 (注1)	
希望する委託の相手方	
委託の相手方の移動受信用地上放送をする無線局の当該移動受信用地上放送に関し希望する放送対象地域	
委託して行わせる放送に関し希望する周波数(注2)	
業務開始の予定期日	
委託放送事項(注3)	
欠格事由の有無(注4)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 「マルチメディア放送」のように記載すること。

注2 セグメント連結伝送方式による放送を委託して行わせる委託放送業務の場合は、次のように記載すること。

(記載例) 中央の周波数 210.428MHz
使用するOFDMフレーム 13セグメント形式のOFDMフレーム
伝送方式 セグメント連結伝送方式
セグメント数 基準10セグメント
搬送波の変調の方式 16QAM

注3

(1) 委託放送事項を放送番組の実態に合わせて、放送番組の形態及び分野ごとに次の記載例に従って記載すること。

(記載例)

放送番組の形態	分野	備考
リアルタイム型放送番組	野球、サッカーを中心とした スポーツ番組	
蓄積型放送番組	音楽、ドラマ	

(注1) リアルタイム型放送番組とは全ての受信者が同時に受信設備において視聴することができる形態の放送番組をいい、蓄積型放送番組とは受信者があらかじめ受信設備に蓄積させておくことにより、蓄積後の任意の時間に視聴することができる形態の放送番組をいう。

(注2) 分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。

(注3) 法第3条の5に規定する事項のみを委託放送事項とするものである場合は、備考欄にその旨記載すること。

(2) 委託放送事項における成人向け番組（性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。）の有無について、次の記載例に従って記載すること。

(記載例) 成人向け番組の有無：無

(3) 有料放送を含む放送を委託して行わせようとする場合は、その旨を記載すること。

(4) 放送番組の検索又は選択に関する情報を含む放送を委託して行わせようとする場合は、その旨を記載すること。

(5) 臨時目的放送を専ら委託して行わせる委託放送事業者の場合は、委託放送事項を次の記載例に従って記載すること。

(記載例) (何) 博覧会の案内等に係る事項

注4 法52条の13第1項第5号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

別表第十三号の二 (第17条の10第1項関係)

事業計画書

(別紙)

- (1) 経営形態及び資本又は出資の額
- (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
- (3) 主たる出資者及び議決権の数
- (4) 3分の1以上の議決権を有する者に関する事項
- (5) 10分の1を超える議決権を有する他の一般放送事業者又は3分の1以上の議決権を有する衛星役務利用放送事業者に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 放送番組の編集の基準
- (8) 放送番組の編集に関する基本計画
- (9) 週間放送番組の編集に関する事項
- (10) 放送番組の審議機関に関する事項
- (11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
- (12) 災害放送に関する事項
- (13) 委託放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

長
辺

注1 別紙について、次の表の区分に従い、別葉として提出すること。

区別	提出する別紙	備考
1 認定の申請の場合	(1)	<p>(注1) 臨時目的放送を専ら委託して行わせる委託放送業務の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注2) 法第3条の5に規定する経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送を専ら委託して行わせる委託放送業務の場合は、提出を要しない。</p>
	(2)	
	(3)	
	(4) (注1)	
	(5) (注1)	
	(6)	
	(7) (注1) (注2)	
	(8) (注1) (注2)	
	(9)	
	(10) (注1) (注2)	
	(11) (注1)	
	(12)	
	(13) (注1)	
2 認定の更新の申請の場合	(1)	
	(3)	
	(4)	
	(5)	
	(6)	

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の口には、注1の表の区分に従って該当する事項にレ印を付けること。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 株式会社の場合

経営形態	株式会社		
資本又は 出資の額	発行済み株式の 額及びその株式 数	増資予定の期 日、額及びその 株式数	増資後の資本の 額及びその株式 数

イ 設立中の株式会社の場合

経営形態	株式会社（設立中）		
資本又は 出資の額	発起人引受けの 株式数及びその 額	募集の株式数及 びその額	合 計

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の株式に準じて記載すること。

（注1） 法人の場合は、次の書類を添付すること。

- (ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (イ) 定款又は寄附行為に委託放送事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

（注2） 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

- (ア) 定款（会社法（平成17年法律第86号）第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款）又は寄附行為
- (イ) 法人設立計画書（法人設立までの進行予定を記載した書類とする。）
- (ウ) 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受

承諾書

(注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

	<u>用途別資金の額</u>	<u>資金調達の方法</u>
	千円	
<u>工事費</u>		
<u>創業費</u>		
<u>その他</u>		
<u>合計</u>		

(注1) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄付金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注2) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

<u>ふりがな</u>	<u>住所</u>	<u>職業</u>	<u>議決権の総数 に対する議決 権の比率</u>	<u>備考</u>
<u>氏名又は名称</u>			%	

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること。

(注2) 設立中の法人にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対

する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、
それについて併せて記載すること。

(注4) 法人にあっては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合
において、法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地を
記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては
「何(株)代専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。
この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、
常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、
寄付金等の出資の種類

イ 発起人又は発起人代表であるときはその旨

ウ 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体で
あるときはその旨

エ 出資の予定のものについてはその旨

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	(A) が一般放送事業者の10分の1を超える議決権又は衛星役務利用放送事業者の3分の1以上の議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
3分の1以上の議決権を有する者 <u>(A)</u>		%		
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 <u>(B)</u>		%		

(注1) 議決権の取扱いは、次のアからウまでに定めるところにより計算し、記載すること。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。以下同じ。）に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行

うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、委託放送業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が、委託放送業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

ウ イの本文の規定は、委託放送業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体（以下「関連法人等」という。）が介在している場合（関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等（その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によつて保有されているものに限る。）によつて保有されている場合に限る。）に準用する。

エ ウの規定を適用する場合において、介在している関連法人等も3分の1の議決権を有する者となるときは、当該関連法人等についても(A)及び(B)の欄に記載すること。なお、(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される者の議決権と計算される議決権を、関連

法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) (B)の欄は、議決権を有する全ての者について記載すること。

(注3) 備考の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類を記載すること。また、(B)の欄に記載した場合は、当該欄の備考の欄に(A)の有する議決権と計算される理由を記載すること。

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は 名称	他の一般放送事業者又は衛星役務利用放送事業者の議決権の総数に対する議決権の比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する他の一般放送事業者又は3分の1以上の議決権を有する衛星役務利用放送事業者	(A)	%	
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者	(B)	%	

(注1) (4) (注1) アからウ、(注2) 及び (注3) に準じて記載すること、また、次のア及びイによること。

ア (4) (注1) アからウについては、「一の者」とあるのは「委託放送業務を行おうとする者」と、「委託放送業務を行おうとする者」とあるのは「他の一般放送事業者及び衛星役務利用放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

イ (4) (注1) のアからウに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して一般放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される一般放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) (A)及び(B)の欄は、自らが10分の1を超える議決権を有する他の一般放送事業者又は3分の1以上の議決権を有する衛星役務利用放送事業者の別に記載すること。

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	備考

(注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注3) 兼職の欄は、放送事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを(注2)に準じて記載すること。

(注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨

イ 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

ウ 予定のものについてはその旨

(注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(7) 別紙(7)は、放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。

(8) 別紙(8)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載すること。この場合において、特別の経営方針による放送を委託して行わせる委託放送業務については、対象とする受信者層を併せて記載すること。なお、委託して行わせる放送の放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、対象とする受信者層を限定するための具体的措置（視聴契約時における年齢確認、ペアレンタルロック（視聴年齢制限の情報を付加して放送された放送番組について、視聴可能年齢を受信機に登録し、かつ、暗証番号を設定することにより、登録された年齢未満の者の視聴の排除を可能とする機能をいう。）等）について併せて記載すること。

(9) 別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の時間及び伝送容量（臨時目的放送を専ら委託して行わせる委託放送事業者の場合を除く。）について、次のアからエまでの様式により記載すること。

ア リアルタイム型放送番組表（注1）（注2）（注3）（注4）

曜日 時刻	月	火	水	木	金	土	日
計	時間分						
	伝送容量						
合計 時間 分（伝送容量） 有料放送（ %）					備考		

イ 蓄積型放送番組表（注1）（注2）（注4）

	放送される時間帯	委託放送事項	合計伝送容量	備考
月				
火				
水				
木				
金				
土				
日				
合計 伝送容量 有料放送（ %）			備考	

ウ 全体の放送番組表（注5）

放送番組の形態の別及び映像、音響又は信号の別		有料放送又は無料放送が放送全体に占める割合（%）		映像、音響又は信号が放送全体に占める割合（%）	合計（%）	委託放送事項
		有料放送	無料放送			
リアルタイム型放送番組	映像	A	G	A及びGの和	AからC及びGからIの和
	音響	B	H	B及びHの和	
	信号	C	I	C及びIの和	
蓄積型放送番組	映像	D	J	D及びJの和	DからF及びJからLの和
	音響	E	K	E及びKの和	
	信号	F	L	F及びLの和	
合計（%）		AからFの和	GからLの和		100	

- (注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。
- (注2) リアルタイム型放送番組とは全ての受信者が同時に受信設備において視聴することができる形態の放送番組をいい、蓄積型放送番組とは受信者があらかじめ受信設備に蓄積させておくことにより、蓄積後の任意の時間に視聴することができる形態の放送番組をいう。
- (注3) リアルタイム型放送番組は、個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。
- (注4) 有料放送を委託して行わせる委託放送事業者の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に、アの放送番組表にあつては1週間当たりの放送番組の放送時間全体に占める有料放送に係る放送時間の割合を、イの放送番組表にあつては1週間当たりの放送番組の伝送容量全体に占める有料放送に係る伝送容量の割合を()で再掲すること。
- (注5) 1週間当たりの放送の伝送容量について、以下に掲げる事項ごと、かつ、影像、音響又は信号の別ごとに、1週間当たりの放送の伝送容量全体に占めるそれぞれの伝送容量の割合を記載すること。
 - ア 放送番組の形態の別
 - イ 無料放送又は有料放送の別

エ 他から供給を受ける放送番組の伝送容量等

<u>供給者名</u>	<u>一週間当たりの放送の伝送容量全体に占める割合</u>	<u>供給に関する協定等の有無</u>
	<u>% (%)</u>	
<u>計</u>	<u>% (%)</u>	
<u>合計</u>	<u>% (%)</u>	

(注1) 供給者名の欄は、アからウまでの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて記載すること。

(注2) 有料放送を委託して行わせる委託放送事業者の場合は、一週間当たりの放送の伝送容量全体に占める有料放送に係る伝送容量の割合をそれぞれ該当する欄内に（ ）で記載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容載した書類を添付すること。

(10) 別紙(10)は、次の様式により記載すること。

<u>ふりがな</u>	<u>住所</u>	<u>性別</u>	<u>生年月日</u>	<u>職業</u>	<u>備考</u>
<u>委員の氏名</u>					
<u>委員総数</u>					<u>人</u>

(注1) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載すること。

(注3) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及び当該審議機関の名称

イ 他の一般放送事業者の審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称

ウ 予定のものについてはその旨

(注4) 委員予定者については、委員就任承諾書を添付すること。

(11) 別紙(11)は、次により記載すること。

ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具

体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その権限等について併せて記載すること。

イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。

ウ 予定のものについては、その旨を記載すること。

(12) 別紙(12)は、次により記載すること。

災害放送の実施体制（責任者、連絡系統、要員等）について記載すること。この場合において、実施要領等を作成している場合は、それを添付すること。

(13) 別紙(7)から別紙(12)までの事項について、事業開始当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

(14) 別紙(13)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

<u>兼営する事業の名称</u>	<u>事業の概要</u>

イ 他の事業への出資

<u>事業者の 名称</u>	<u>資本金 (A)</u>	<u>事業の 概要</u>	<u>出資の 額(B)</u>	<u>出資の比率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$</u>	<u>備 考</u>
	百万円		千円	%	

(注1) 出資の額が 500 万円以上又は出資に係る事業者の資本金

の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

イ 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

別表第十五号（第17条の15第1項関係）

長
辺

委託放送業務認定証（注1）	
認定の年月日	
認定の番号	
業務を行う者の氏名又は名称	
委託して行わせる放送の種類	
委託の相手方	
委託の相手方の人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置（注2）	
委託して行わせる放送に係る周波数	
委託放送事項	
備考	

年月日 総務大臣 印

短 辺（日本工業規格A列4番）

注1 協会の委託国内放送業務にあつては「委託国内放送業務認定証」と、委託協会国際放送業務にあつては「委託協会国際放送業務認定証」とする。

注2 委託の相手方の無線局が移動受信用地上放送をする無線局である場合にあつては、「委託の相手方の移動受信用地上放送をする無線局に関する当該移動受信用地上放送に係る放送対象地域」とする。

別表第十五号（第17条の15第1項関係）

長
辺

委託放送業務認定証（注）	
認定の年月日	
認定の番号	
業務を行う者の氏名又は名称	
委託して行わせる放送の種類	
委託の相手方	
委託の相手方の人工衛星の放送局に係る人工衛星の軌道又は位置	
委託して行わせる放送に係る周波数	
委託放送事項	
備考	

年月日 総務大臣 印

短 辺（日本工業規格A列4番）

注 協会の委託国内放送業務にあつては「委託国内放送業務認定証」と、委託協会国際放送業務にあつては「委託協会国際放送業務認定証」とする。

<p>別表第十六号（第 17 条の 17 関係） 委託放送事項変更許可申請書</p> <p>第 1 申請書 （略）</p> <p>第 2 添付書類 <u>委託の相手方の無線局が人工衛星の無線局である場合にあつては別表第十三号、委託の相手方の無線局が移動受信用地上放送をする無線局である場合にあつては別表第十三号の二の様式のとおりとする。</u></p>	<p>別表第十六号（第 17 条の 17 関係） 委託放送事項変更許可申請書</p> <p>第 1 申請書 （略）</p> <p>第 2 添付書類 <u>別表第十三号の様式のとおりとする。</u></p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------